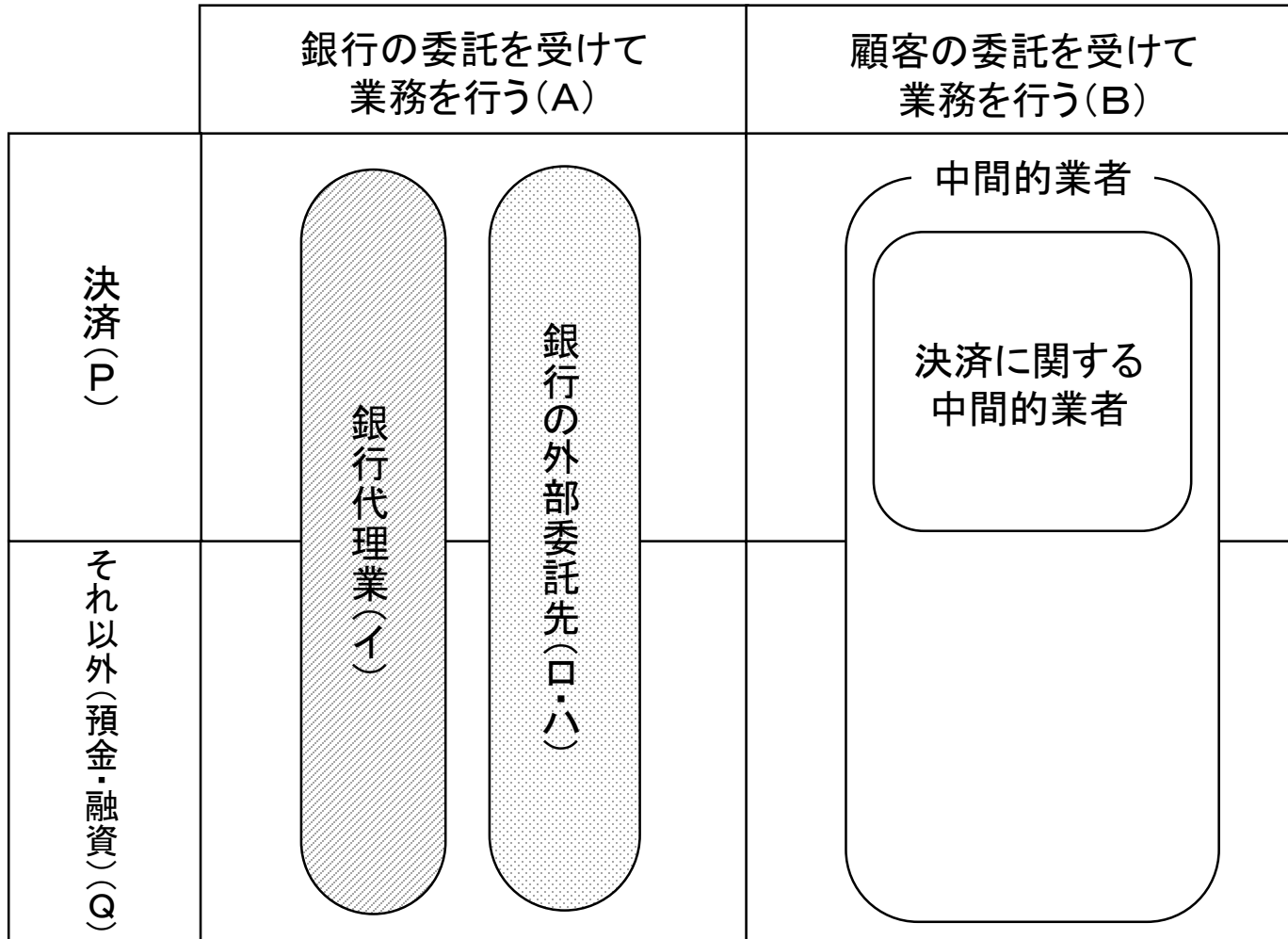


参考資料

(銀行代理業者規制の取扱い)

○ 銀行等と顧客との間で仲介を行う業者の分類

(第2回金融制度ワーキング・グループ資料②P.1より)



※ 実際には、銀行と顧客の双方から委託を受けて業務を行うこと(AとBの重複)も考えられるか。

○ 営業所を変更した場合の届出に係る規定

	恒久的な位置変更	一時的な位置変更
銀行の場合	必要	不要
銀行代理業者の場合	必要	必要

○ 銀行代理業における実務経験者の配置に係る規定

- ・当座預金業務、貸付業務の代理・媒介を営む場合、営業所ごとに、以下の実務経験者等を配置すること

貸付(規格化された貸付商品を除く)業務の代理・媒介を行う場合	貸付業務経験3年以上
事業用貸付(規格化された貸付商品に限る)業務の代理・媒介	貸付業務経験1年以上
当座預金業務の代理・媒介	当座預金業務又は貸付業務経験3年以上
法人の場合(2以上の営業所を営む個人を含む)	上記のほか、主たる営業所ごとに、銀行法、会社法等の代理業務の法令等遵守に係る専門的な知識をもつ責任者を配置